

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会1月総会

日 時 令和6年1月26日（火）午後2時30分 開議

場 所 四万十町役場 本庁 1階 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第19号 会期の決定について
- 第2 指定第20号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第26号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第28号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第36号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第37号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- 第9 その他

〔出席委員〕

- 1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
- 6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂
- 11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 欠 席
- 16. 中原 英昭 17. 宮脇 真弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
- 20. 中城 康子 21. 岡村 博晶 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
- 25. 常石 幸浩 26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. 大西 博之 29. 石田 芳秋
- 30. 澤田 憲男 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 橋本 健太郎 34. 平野 直人
- 35. 山崎 力 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 秋田 公幸 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 15 竹内 純

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さん改めてになりますが新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。先ほど局長も言いましたが今年の元旦に石川県能登地方で大きな地震がありました。200名以上の方が亡くなり1万数千人の方が避難生活になっております。本当に家もめっちゃめっちゃに壊れ、また建っている家も傾いたりして、住めないような状況になっています。道路もずたずたに壊れ、水道なんかもなかなか厳しい状況で復旧するのは3月過ぎるんじゃないかそういった地区もあるようで、なかなか日常生活に戻るのが当分先になるんじゃないかなと思っております。亡くなられた方のご冥福と避難されている方の1日も早い日常生活ができますよう心より祈っております。1日に地震、2日には飛行機がぶつかりまして、これも大きな事故になりました。それからまた3日にはまた大きな火災も起きまして、3日間連続こんな大きな事故事件があったなど。今年の正月はすごい始まりだなという思いがします。今国会の中でもいろいろ派閥なんか解散するとか、そういった形で国会が揺れてます。6年の始まりは本当にこう大きなことがいっぱいいろいろな状況ですが、四万十町農業委員会は、今年8月末でこの体制が終わり、新しい体制になります。改選の年になりますので、また皆さん方にはいろいろな協力をいただきながら、8月31日が終わって9月1日を迎えたいというように思っております。

それと今日、皆さんには今日2時半からという時間とまた、ここに来たのに入れないという状況があったと思います。愛媛県の鬼北町農業委員会が視察に来ていただきまして、1時から2時過ぎぐらいまで意見交換をしておりました。鬼北町の方も地域計画、目標地図についてのモデル地区になっておるということで四万十町と交流ができて、これからも色々な情報交換をしましょうということで帰っていただきました。相手側も喜んでおりましたし、我々も鬼北町が色々先行してやっている部分もありますので、そういった部分も含めて情報交換をしていきたいと考えております。今年1年間どうかよろしくお願ひいたしたいと思ひます。それでは総会を始めたいと思ひます。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会1月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号28番 大西博之委員にお願ひします。

ご起立をお願ひします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

28番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、15番 竹内純委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員20名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第19号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和6年1月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第20号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に3番 廣井栄治委員と29番 石田芳秋委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第26号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第26号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を報告します。議案書は、3ページからです。

件数は窪川地域の4件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1 土地の所在地、西原字久万窪742番、地目、田、面積、2,844㎡。他5筆あり、合計6筆、面積7,776㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和5年12月13日、引渡年月日は令和5年12月31日です。

この農地については、生姜を作っていましたが病気が来てしまい解約になったようです。解約した後は、所有者の息子さんが水稻を作るとのことです。

続いて番号2 土地の所在地、中神ノ川字平野495番1、地目、田、面積、818㎡。他2筆あり、合計3筆、面積1,351㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに令和5年12月14日です。

続いて番号3 土地の所在地、口神ノ川字大田1644番、地目、田、面積、2,027㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに令和5年12月14日です。

続いて番号4 土地の所在地、藤ノ川字堂ノ前387番1、地目、田、面積、777㎡。他13筆あり、合計14筆、面積33,920㎡です。解約事由は、双方合意。合意

年月日、引渡年月日ともに令和5年12月13日です。

この農地については、あとの促進計画で別の耕作者に転貸する議案が上がってきています。説明は以上になります。

議長 報告第26号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第26号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第27号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第27号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

議案書は、5ページからです。

件数につきましては、窪川地域の4件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、志和字大切79番3、地目、田、面積、39㎡。他6筆あり、合計7件。面積6,990㎡です。届出日 令和5年12月11日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号2番 土地の所在地、壱斗俵字タキケ谷111番1、地目、畑、面積、282㎡。他1筆あり、合計2件。面積453㎡です。届出日 令和5年12月14日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号3番 土地の所在地、本堂字福田1198番、地目、田、面積、1,203㎡。他10筆あり、合計11件。面積12,926.6㎡です。届出日 令和5年12月22日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続いて番号4番 土地の所在地、志和字南灘1050番3、地目、畑、面積595㎡。他3筆あり、合計4件 面積799㎡です。届出日 令和6年1月4日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第27号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第27号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第28号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第28号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報

告いたします。

議案書7ページをご覧ください。

今月は窪川地域から1件、西部地域から1件となっております。

番号1番。添付資料は1ページです。金上野字ヤクチ1434番3、地目、畑、面積、1,983㎡、外4筆あり、合計5筆、面積8,556㎡です。申請地は昭和52年頃より耕作放棄され現在に至っております。令和5年12月12日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号2、添付資料は5ページから6ページをご覧ください。

土地の所在地は、大正大奈路字柳瀬691番1、地目、畑、面積、152㎡です。申請地は、20年以上前より駐車場及び通路として利用し、現在に至っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和5年12月21日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。

以上です。

議長 報告第28号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第28号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第36号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

議案第36号 番号6は議席番号8番 宮崎恵美子委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号1から番号5の審議、採決を行った後に、8番 宮崎恵美子委員に退席していただき番号6番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。

議案書は8ページからです。申請地の位置は添付資料の7ページからになります。

件数につきましては窪川地域の2件、西部地域4件の計6件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、作屋字ダバ屋敷566番、地目、畑、面積、125㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地ではサツマイモや玉ねぎなどの野菜を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号2について説明します。

土地の所在地、古城字ウマヂ1747番、地目、田、面積、839㎡。外2筆あり、合計3筆、面積、2,738㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号3 土地の所在地、大正大奈路字栗木瀬1108番、地目、田、面積、1,158㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号4 土地の所在地、大正字ヲモ田1049番、地目、田、面積、316㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号5 土地の所在地、相去字石神名路235番、地目、田、面積、333㎡。外5筆あり、合計6筆、面積、2,365㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻等を栽培する予定です。以上です。

議長 議案第36号 番号1番から5番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番 27番 市川正司委員。

27番 1番について補足説明をしたいと思います。現況は畑であることを確認しております。譲受人は初めて農地を持つということですが、この周囲はきれいにしておりました。それと譲受人は年間150日以上というか、その本人だけじゃなく、家族総出で150日以上は農作業ができるんじゃないだろうかと話しておりました。周辺農地にはもう畑ばかりでもう全然影響はないみたいです。譲渡人は高齢のためもあり、今現在体調崩して施設の方に入っており、耕作は困難という状況で、売買に至ったということでした。譲受人もその家の目の前にある畑でして、今後も綺麗に畑として活用していくとのことでした。以上です。

議長 続きまして、番号2番。14番 吉良榮委員。

14番 2番について説明します。現況は田です。一部薬草せんぶりが植わっています。譲受人は、これまで農地を持っていません。家の近くに自家用野菜を作る土地が少しある。これをおじいちゃん、おばあちゃんが綺麗に作っている程度です。年間365日牛の世話をしております。取得する農地は、これまでも稲を作っていて、周辺の農地に悪影響を与えることもありません。譲渡人は、学校卒業後、市内で生活をしており農業をする気も帰ってくる気も全くありません。そのため、所有権を譲受人に移したいということです。意欲ある若者で地域の担い手として、皆が期待しています。以上、問題なし。審議をよろしくお願い致します。

議長 続きまして、番号3番。18番 梶原美智委員。

18 番 譲受人と譲渡人に、1月20日土曜日に聞きに行きました。譲受人さんは奥さんの方に最初にお話を聞きました。現状は田であることを確認しています。譲受人は農地を有効的に利用しており、150日以上農作業をしているのを確認しています。

取得する農地の周辺農地も綺麗に管理をし、悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人にお話を聞いたところ、農地の中で離れた場所で今後農作業が困難になるため、譲受人に相談したところ、譲受人が承諾してくださったということです。また再度21日に譲受人にお話ししたところ、そのことは間違いのないということも確認しておりますのでこれは問題ないと思います。

議長 続きまして、番号4番。15番 竹内純委員が欠席ですので事務局よろしく願いします。

事務局 現況の方は田であることは確認しております。今回どのように至ったかですけれども譲渡人の方が住所見ていただければわかるように、県外の方に在住しております。耕作がなかなか困難ということで、お互いが合意のもと今回の贈与に至ったということです。

譲渡人と譲受人の関係としては親戚関係と言うことは伺っております。

以前からこの土地については作業の依頼を受けて耕作をしております。この土地を耕作していくということは確認しておりますので、今回の件については問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号5番。16番 中原英昭委員。

16 番 5番の現地確認と聞き取り行ってきました。当該の農地はですね、6年前って言うてました。作業を受けて譲受人が耕作しております。譲渡人もこれから自ら耕作することはないということで売買するっていうことになったそうです。また、周辺の山林とかも含めた非農地も含めて全部一緒にして、売買するということで、この農地自体の売買額というのは不明ということになっています。譲受人のところに奥さんの名前出てるんですけども、旦那さんと共有するということになっているそうです。譲受人はIターンの方です。生業っていうか、その本格的っていうんじゃないくて、大工仕事をしてるそうです。年間150日以上農作業に従事することを確認しておりますので、農地も綺麗に利用していると見受けられます。

以上確認の結果、問題ないと私は思いました。以上です。

議長 議案第36号 1番から5番について質疑を許します。質疑はありませんか。27番 市川正司委員。

27 番 4番ですが、初めて農地を持たれるのでしょうか。譲受人の耕作面積が0になっているもので。

議長 事務局。

事務局 台帳上は0ということになっております。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第36号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から5番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第36号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から5番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号6番の審議を行いますので、8番 宮崎恵美子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号6番 土地の所在地、六反地字戸樋ノ本98番、地目、田、面積131㎡、他1筆あり、合計2筆、面積879㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地ではサツマイモや水稻を栽培する計画となっております。説明は以上です。

議長 議案第36号 番号6について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。29番 石田芳秋委員。

29番 1月20日に譲渡人、譲受人双方に確認しました。現況は田んぼです。この広い方は今年まで生姜を植えていました。譲渡人の方はもう以前から農業をやっておりましたが、体調を崩し高齢でもあるということで、双方で以前から売買の話が出ていたようです。

譲受人の方は酪農、それから水稻等を中心に農業を行っており、これからこの地区の農業を中心的に支えていってくれる若者です。取得する農地の方は一方を国道とそれから譲受人の畜舎になってます。周りに影響を与えることもないと思います。それから酪農と水稻を中心に、農業しておりますので、年間の農業の作業率は、ほとんど365日に近いと思います。以上確認の結果、この案件については問題ないと判断いたします。

- 議長 議案第 36 号 番号 6 について質疑を許します。質疑はありませんか。
27 番 市川正司委員。
- 27 番 譲渡人の方の耕作面積と新たに差し替えられた方の耕作面積が全く一緒。新たに差し替えられた若い方はこの面積を実際作っているのですか。
- 議長 事務局。
- 事務局 台帳上は、同じ住所というか親子関係になるので台帳上は同じ面積でお父さんとかの面積も合わせた面積になっております。
- 議長 他に何かありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 36 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 6 を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 36 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 6 は原案のとおり可決されました。
8 番 宮崎恵美子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
- 16 番 少しいいですか。
農地法第 3 条第 2 項第 4 号、農作業従事者 150 日が 1 人以上ってなっているのはこれは間違いないですか。というのは、さっき全員で 150 日以上あるよってというのがあったんで。
- 事務局 一応、権利を取得するもの、またはその世帯員が農作業に従事することが年間 150 日以上と書かれておりますので、合計でも大丈夫だと思います。
- 議長 37 番 佐々木通委員。
- 37 番 150 日以上従事してるっていう話はあるけど、どういうところでその 150 日やってるっていうのは本人に聞いた状態で 150 日以上やっちゅうかねっていうて確認するのか、また農業委員さんがあの人には 150 日やってるよっていうて確認するのか、

どっちですか。

事務局 一番は双方が客観的に見て、自分自身が思っているところでも、150日以上あれば一番はいいんですけど、農業委員さんも見れてないところも絶対あるとは思っていますので、そこについてはもう譲受人の聞き取りの中で言っていた日数になるかと思えます。

議長 他に何かありませんか。
宮崎恵美子委員、番号6は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第37号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第37号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書は12ページからです。添付資料については13ページからになります。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和6年2月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域20件、西部地域3件の計23件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、仁井田字柳田1396番、地目、田、面積、1,279㎡、他1筆あり、合計2筆、面積2,216㎡です。設定は更新になります。期間は令和6年2月1日から令和8年12月31日までの2年11か月です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号2番から9番までは設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号2番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷472番1、地目、畑、面積、155㎡、他2筆あり、合計3筆、面積1,040㎡です。設定は更新になります。

番号3番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷471番4、地目、畑、面積105㎡です。設定は更新です。

番号4番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷472番3、地目、畑、面積、62㎡、他4筆あり、合計5筆、面積1,028㎡です。設定は更新になります。

番号5番 土地の所在地、作屋字清七屋敷422番、地目、畑、面積、152㎡、他2筆あり、合計3筆、面積972㎡です。設定は更新になります。

番号6番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷471番1、地目、畑、面積489㎡です。設定は更新になります。

番号7番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷467番八、地目、畑、面積、125㎡、他1筆あり、合計2筆、面積333㎡です。設定は新規になります。

番号8番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷467番5、地目、畑、面積、211㎡、他4筆あり、合計5筆、面積1,536.6㎡です。設定は新規になります。

番号9番 土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷 467 番 1、地目、畑、面積 142 m²です。設定は新規になります。

2 番から 9 番について期間はすべて令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 3 年 11 か月です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の設定は 2 番から 8 番までは賃貸借権の設定で、9 番のみ使用貸借権の設定となります。

続いて番号 10 番から 20 番については農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。

10 番から 19 番までは設定を受ける者が同じになりますのでまとめて説明します。

番号 10 番 土地の所在地、興津字大財野 3362 番、地目、田、面積 964 m²です。

番号 11 番 土地の所在地、興津字内船倉 1645 番 1、地目、田、面積 1,290 m²です。

番号 12 番 土地の所在地、興津字角屋敷 1434 番 2、地目、田、面積、495 m²、他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,145 m²です。

番号 13 番 土地の所在地、興津字立花谷 1145 番 1、地目、田、面積 947 m²です。

番号 14 番 土地の所在地、興津字松ノ前 3887 番、地目、田、面積、952 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,680 m²です。

番号 15 番 土地の所在地、興津字内船倉 1645 番 2、地目、田、面積 826 m²です。

番号 16 番 土地の所在地、興津字角屋敷 1437 番、地目、田、面積 991 m²です。

番号 17 番 土地の所在地、興津字神母野 1241 番 1、地目、田、面積、189 m²、他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,527 m²です。

番号 18 番 土地の所在地、興津字角屋敷 1438 番、地目、田、面積 902 m²です。

番号 19 番 土地の所在地、興津字松ノ前 3908 番、地目、田、面積、1,766 m²、他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 3,628 m²です。

番号 10 番から 19 番についてすべて設定は新規になります。期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 16 年 1 月 31 日までの 10 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の設定は使用貸借権の設定です。

続いて番号 20 番 土地の所在地、興津字中新開 3124 番、地目、田、面積 931 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 16 年 1 月 31 日までの 10 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の設定は使用貸借権の設定です。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域からです。

番号 21、土地の所在地、江師字中ヒラ 822 番 2、地目、田、面積、861 m²。外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 2,906 m²です。

設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続きまして、番号 22、土地の所在地、大正字竹ノナロ 1545 番、地目、田、面積、1,143 m²。外 2 筆あり、合計 3 筆。面積 3,482 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定になります。

続きまして、番号 23、土地の所在地、打井川字ナシノ木ダバ 690 番 1、地目、田、

面積、1,129 m²。外1筆あり、合計2筆、面積3,086 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

以上です。

議長

議案第37号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします番号1番。8番 宮崎恵美子委員。

8番

1番について、20日の日に借受人から確認しました。農地も20日の日に確認してきました。それから、22日に貸出人から電話で確認を取りました。借受人は無農薬で野菜を栽培している農家です。Iターンです。この田んぼは耕作放棄地になりそうな山に囲まれた土地ですが、頑張って野菜を栽培しています。

内容も利用集積計画のとおりで再設定でもあり問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、番号2番から9番まで一括で。27番 市川正司委員。

27番

先日24日に受け手の方と話をしてきました。2番から6番までは更新で、7番、8番、9番と新規になっておりますが、面積を見てもかなり小区画ばかりで、それこそそのまま放置しておく、耕作放棄地になるのが確実視されたところであります。周りに田んぼもあってのことなんですが、ここはもう本当に水が乏しくて全部畑です。周囲に全然影響がなく、きれいに管理されている農地であります。賃貸料として値段がばらばらですが、これは1件1件交渉した結果の金額だそうです。受け手の方が作るにあたって、周りには全く問題がないのでいいんじゃないでしょうか。

議長

続きまして、番号10番から20番まで一括お願いします。

10番 東出一茂委員。

10番

番号10番から19番は借受人が同じなので一緒に説明します。番号10番から19番まで一括方式での利用権設定です。出し手から公社、公社から受けてまでを一括で設定できるものです。1月22日に借受人と現地確認しました。現況は田です。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。年間150日以上農作業に従事しています。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。10番、11番、15番、19番は他の人が耕作していましたが、今年から作らないとのことで、借受人が今年から作るようになったそうです。番号12、13、14、16、17、18番は以前から作っていましたが、今回一括方式での利用権設定になったそうです。作物は水稻を作る予定です。貸出人は高齢で町外に住んでおり農地を管理できないため、今回の利用権設定となりました。新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。番号20番は1月23日に借受人に会い確認しました。現況は田です。借受人は認定農業者ではありませんが、施設野菜を作っており、年間150日以上農作業に従事しています。周辺農地にも悪影響を与えないことも確認しています。この農地は昨年

まで別の人が作っていましたが、高齢のため今年から作らないとのことで、今回借受人が作るようになりました。新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 21、22 番。事務局。

事務局 番号 21、22 について本日欠席の竹内純議員より、先ほど電話で確認をいたしましたので、代理で説明させていただきます。番号 21 について借受人から確認をしました。借受人は認定農業者ではありませんけれども、長年にわたり農業されて経験豊富な地域の担い手の方です。内容も利用集積計画の通りで新規ではありますが、特に問題はないと判断しますとのことです。

続きまして番号 22 について借受人から確認しました。借受人は、長年にわたり農業をされ経験も豊富な地域の担い手となっております。内容も利用集積計画の通りで新規ではありますが、特に問題ないと判断しますとのことです。以上です。

議長 続きまして、番号 23 番。38 番 秋田公幸委員。

38 番 1 月 22 日に貸付人、借受人、双方に電話をして話を伺いました。この農地は貸付人の実家のすぐ前にありますが、実家の方はしばらく前より誰も住んでいなくて、自分たちで管理するのが難しくなっていました。そこへ以前より生姜を作りに来ていた借受人から借りてほしいと相談があり、話がまとまって借りたそうです。

貸付人の方は、お金はどうでもいいが、作ってもらえるだけで大変喜んでおられます。借受人の方は、認定農業者にはなっていないそうですが、年間従事日数が 300 日以上となっており、とても熱心に農業をされています。この農地は最近の生姜価格の暴落や肥料、農薬など資材の高騰といった諸事情により休耕することもあるかもしれないそうですが、その場合でも、定期的に耕耘や、草刈りなどをして、管理はきちんとしていくとっていました。何も問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 37 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

2 番 掛水誠幸委員。

2 番 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番全部一応更新になってますが、今日最初に話題になった病気で返したというところがありましたが、それと同じように更新ですが、病気はついてないでしょうか。

議長 27 番 市川正司委員。

27 番 この田んぼ本当に小区画でして、病気はここ近年全然ついてないです。状態がものすごくいいです。それと道路からの侵入も田んぼを潰してしもうて、そこを駐車場にして病気もなかなかつけづらい。条件はいいです。土地もなかなか深くて耕作するにはいいんですが、何せこの小区画、回りに水がこんがですよね。と

でもじゃない。そこへ水を張るほど、その地域に水がない。
その結果、病気の発生はまだ見受けられてません。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 37 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決
することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 37 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案の
とおり可決されました

議長 続いて、日程第 8 議案第 38 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。

議案第 38 号 番号 1 番は、私が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与
の制限に抵触しますので、この後私が議長を交代して、退席し番号 1 番の審議、採
決を行います。

それでは、番号 1 番の審議を行いますので、議長を竹村加壽子委員に交代して、
私は退席します。

議長代理 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 38 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 11 項に基づく要請
について」番号 1 番について説明します。

議案書は 18 ページ、添付資料は 75 ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の 1 件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、藤ノ川字堂ノ前 387 番 1、地目、田、面積、777 m²、他
13 筆あり、合計 14 筆、面積 33,920 m²です。権利の種類は賃貸借権の設定です。作
物は、水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 7 年 2 月 28 日までとな
っております。

説明は以上になります。

議長代理 議案第 38 号 番号 1 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。31 番 武市敏男委員。

31 番 番号 1 番ついて 1 月 24 日、25 日、と本日と現地確認と借受人と面会して確認し
てきました。現況は田であることを確認しております。借受人は認定農業者でもあ

り経験豊かな地域を代表する担い手です。年間 150 日以上 of 農作業に従事していることも確認。また、周辺農地に悪影響も与えないことも確認しております。集成図にありますように、田はまとまっております、特に問題はないと考えております。またこの借受人の方につきましては、現地区を大きく稲作等をやっておられる方で、現状的に 18 町ぐらいはやられて、この今回の面積も大きいですが、問題ないように言うておりました。作物につきましては水稻をするということです。内容につきましても、促進計画のとおり、特に問題ないと判断しております。以上です。

議長代理 議案第 38 号 番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。
6 番 下元誠一郎委員。

6 番 これは何年契約ですか。

事務局 議案に書かれているとおり令和 7 年 2 月 28 日までとなっております。

6 番 これで 5 年や 6 年の期間を契約した場合、今度、支援センターが来年、令和 7 年から今まで 13,000 円の小作料を 8000 円に下げるという通知がありましたので、ほんでこの 1 回、3 年ぐらい契約した場合には、それをずっとやっぱり下がってもやっっていくもんでしょうかね。その途中で変えることができるんでしょうかね。

事務局 値段の変更については、農業委員会とか総会とか通さず変更はできたかと思えますので、そこを変更するかどうかにはなってきますが、公社を通じた場合も相対の場合も同じようになっています。

議長代理 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 38 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 1 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。

よって、議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 1 番は原案のとおり可決されました。

19 番 太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号1番は、原案のとおり可決されました。
それでは、議長を交代します。

議長 続いて、日程第9 その他の件について議題とします。
何かありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2番 1月9日に、新規就農の相談会がありまして、私が出席しておりました。13時半からやる予定でしたので、私1時20分にいたらもうすでに会らしきものが行われてまして、最終的に15時まで1名の方でしたが、新規就農の相談をやってまいりました。で、その方につきましては現在親元でニラのお手伝いをしながら今度、新規でハウスを建ててやりたいということで、中古のハウスを見つけてまして、その中古のハウスを移転して地元でハウスで何か物を作りたいという相談がありました。ハウスの移転については、県の補助金等が使えるそうで、300万ぐらいまでだと思いますが、その補助金の相談のあった日の翌日が県の補助金の締め切り日になってまして、一晩で決定せんといかんという厳しい状態に迫られてましたが、多分、来年度予算の獲得は落としたんじゃないかと思われます。以上です。

議長 他に何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会1月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。
閉会 午後4時30分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

署名委員 3 番

署名委員 29 番
